

固定式局所消火装置の消火ノズル配置に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編
(日本籍船舶用)

改正理由

2000年に採択された SOLAS 条約第 II-2 章の大改正により、2002年7月1日以降に建造された総トン数 2,000 トン以上の貨物船の A 類機関区域であって容積が $500m^3$ 以上のものに設置が要求されている固定式局所消火装置については、消火ノズルを 3×3 又は 2×2 の格子状に配置した状態で消火試験を実施することになっていることから、消火ノズルを一列に配置する場合等について、消火ノズルの許容最大間隔が曖昧な状態となっていた。

このため IACS は、実施した消火試験の内容に応じて許容される消火ノズルの配置を例示する統一解釈 SC217 を採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC217 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

A 類機関区域に要求される固定式局所消火装置について、消火試験の結果に応じて規定される消火ノズルの配置を明記した。